

第 5 回 関 市 ・ 武 儀 郡 4 町 村 合 併 協 議 会

平成 15 年 11 月 10 日 (月)

関 市 役 所 大 会 議 室

開 会 午後 1 時 30 分

- 1 会長あいさつ
 - 2 承認事項
 - 第 1 号 一般職員の身分の取扱いについて
 - 第 2 号 特別職の身分の取扱いについて
 - 第 3 号 地域審議会の設置について
 - 第 4 号 条例、規定の取扱いについて
 - 第 5 号 平成 15 年度 関 市 ・ 武 儀 郡 4 町 村 合 併 協 議 会 補 正 予 算 について
 - 3 協議事項
 - 第 1 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 第 2 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - 第 3 号 支所の取扱いについて
 - 第 4 号 事務組織及び機構の取扱いについて
 - 第 5 号 地方税の取扱いについて
 - 第 6 号 町名・字名の取扱いについて
 - 第 7 号 慣行の取扱いについて
 - 第 8 号 国民健康保険事業の取扱いについて
 - 第 9 号 介護保険事業の取扱いについて
 - 4 次回 (第 6 回) 協議会での協議事項
 - 使用料、手数料等の取扱い
 - 公共的団体等の取扱い
 - 補助金、交付金等の取扱い
 - 5 「新市建設計画作成小委員会」経過報告について
 - 6 その他
- 閉 会 午後 3 時 28 分

出 席 者 (2 9 名)

【 関 市 】	会 長	後 藤 昭 夫 (市 長)
	委 員	石 原 教 雅 (議 長)
	委 員	岡 田 洋 一 (議 員)
	委 員	松 井 茂 (議 員)
	委 員	三 ツ 岩 征 夫 (議 員)
	委 員	野 田 豪 一 (学 識 経 験 者)

【洞戸村】	委員	武藤末彦	(村長)
	委員	野村昭	(議長)
	委員	後藤明朗	(議員)
	委員	本田修	(議員)
	委員	野村真富	(学識経験者)
	委員	神山富幸	(学識経験者)
【板取村】	副会長	長屋勝司	(村長)
	委員	長屋幹夫	(議長)
	監査委員	田中善隆	(議員)
	委員	長屋敏	(議員)
	委員	長屋道郎	(学識経験者)
【武儀町】	委員	福田尚雄	(町長)
	委員	池戸久夫	(議長)
	委員	土屋昭雄	(議員)
	委員	遠藤慶司	(議員)
	委員	土屋希睦	(学識経験者)
	委員	美濃羽大祐	(学識経験者)
	委員	波多野保	(村長)
【上之保村】	委員	加藤桂	(議長)
	委員	波多野昭男	(議員)
	委員	長尾匡雄	(議員)
	委員	河合正則	(学識経験者)
	委員	波多野勇	(学識経験者)

欠席者(1名)

【板取村】 委員 長屋和幸 (学識経験者)

参与 田代一弘 (岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 棚瀬直美 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)
 新市建設計画作成小委員会委員長
 成瀬豊勝 (学識経験者)

顧問 井上一郎 (岐阜県議会議員)

欠席者(2名)

顧問 尾藤義昭 (岐阜県議会議員)

顧問 林幸広 (岐阜県議会議員)

幹事会

【関市】	西尾	治（助役）
	森	義次（総務部長）
【洞戸村】	林	修美（助役）
【板取村】	長屋	賢治（助役）
【武儀町】	森	弘（助役）
【上之保村】	宇佐見	勝彦（助役）

傍聴者（49名）

関市：18名	洞戸村：8名	板取村：1名
武儀町：4名	上之保村：2名	その他：16名

職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤川逸美	事務局次長	中村繁
------	------	-------	-----

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。

11月に入りまして大変皆様お忙しい中、また本日、雨で足元が悪い中、御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから第5回関市・武儀郡4町村合併協議会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は顧問として、井上一郎県会議員さんに御出席いただいております。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日、板取村の長屋和幸委員さんが御欠席ということでございますので、御欠席は1名ということで、会議は成立していることを御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただき、引き続き議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

後藤昭夫会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中を、第5回関市・武儀郡合併協議会にお越しいただきましてありがとうございました。衆議院の選挙も終わりました。大変御苦労さまでございました。選挙も終わりました。国の行財政改革をこれからちゃんとやられるとっておりますけれども、我々も国の方向を見きわめながら、よりよい合併に向かって大変濃い協議にしていきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思います。

前回の協議会は、8月19日の開催でございましたので、それ以来足かけ3ヵ月で時間も経過しておりますが、9月には議会の開催や各町村それぞれ行事の日程調整の結果、本日の開催となっております。

多くの議題がありますが、特に継続の協議になっております議員の定数、農業委員会の定数、支所、組織・機構の4項目につきましては本日の協議会で結果報告をしていただいで、決めていただければ大変ありがたいと思えます。

多くの議題が上がっておりますが、中身の濃い議論と適切な進行をお願いしたいと思います。

議長

それでは議事を務めさせていただきますので、御協力のほどをお願いいたします。

では、本日の協議会の会議録署名委員さんを指名させていただきたいと

思います。

武儀町の土屋昭雄委員さんと上之保の波多野昭男委員さんのお2人をお願いをいたします。

では、協議事項に入りますが、その前に前回（第4回）の協議会で出されました意見も幹事会や専門部会、分科会の開催状況がまとめてございますので、報告をお願いしたいと思います。

では、事務局。

事務局長

それでは、皆さん方のお手元に配らせていただきました本日の資料の御説明をする前に、本日、皆様方のお手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず1点につきましては、参考資料といたしまして、本日の協議第7号慣行の取扱いに向けての資料が1点ございます。もう1点の、幹事会、専門部会・分科会開催状況、これについてがお手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料の1ページをお願いいたします。第4回関市・武儀郡4町村合併協議会結果でございますが、今、議長からお話しございましたように、8月19日に第4回目を行いまして、それ以来足かけ3ヵ月になっております。その間、幹事会を4回行っておりますので、本日、皆様方の1ページの資料からかなり複雑な案を盛り込んだ提案をさせていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1ページでございますが、協議第1号につきましては、関市が参考-2、いわゆる現在の議員さんの任期のある19年4月30日までを定数特例を使うとゆうものでございます。

それから洞戸村が参考-3、これは定数特例を2回使うということです。

それから板取村は在任特例と定数特例を併用した参考-5というものです。

それから武儀町は在任特例と定数特例の2つの意見があるということでございます。

それから、上之保は参考-3ということでございます。今回協議をさせていただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、関市は参考-4、いわゆる平成17年7月19日までは現状のままで、その後、選挙によって30人以内、選任が7人以内ということございました。それから、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村につきましては参考-6ということございまして、17年7月19日まで在任され、その後、関市、それから洞戸村・板取村、そして武儀町・上之保村で

それぞれ一つの委員会を置く、合計三つの委員会を置くという御提案がございました。

2ページをお願いしたいと思います。支所の取扱いでございますが、関市につきましては1支所1出張所の2地域をそれぞれ設置する見解というお話でございました。それから洞戸村、前回と同様、いわゆる支所の設置。板取村、前回と同様。総合支所を設置。武儀町、前回と同様支所を設置。上之保村、前回と同様。支所を設置、こういうことでございます。その他につきましては、ここに記載されているような御意見が出たというものでございます。

協議第4号でございますが、一般職員の身分の取扱いについては調整案どおりでよいということでしたので、本日承認事項として上げさせていただきたい、かように思います。

協議第5号でございますが、特別職の身分の取扱い。これにつきましては、関市から、原則は全員失職である旨という御意見がございました。調整案どおりでよいという御意見、4町村からございました。これらを加味いたしまして、本日承認事項として提案させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから3ページでございますが、協議第6号 地域審議会の設置について。これは調整方針案どおり設置するというので、本日承認事項として提案させていただきます。

協議第7号 条例、規則の取扱いについてでございますが、調整案どおりでよいという御意見が5市町村ともすべてございました。ただ、武儀町さんと上之保村さんにつきましては、武儀町だけ、あるいは上之保にも独自の条例がある等の意見がございました。

協議第8号でございますが、事務組織及び機構の取扱いにつきましては、これは協議第3号の支所の取扱いと関係するということで、今回、いわゆる次回と書いてありますが、今回協議をさせていただくと、こういうことで提案させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、本日記らせていただきました幹事会・専門部会・分科会の開催状況について、ごく簡単に御説明いたします。

前回の第4回合併協議会が、先ほど申し上げましたように8月19日に行われまして、その後4回の幹事会を行っております。9月2日、9月22日、10月16日、11月4日、それぞれ行いました。

9月2日につきましては、議員の定数、農業委員の定数、特別職、支所、組織・機構の5項目について、調整に向けて対応を協議いたしました。

9月22日につきましては、この5項目に係る各市町村の状況報告を受け、対応を検討いたしました。また、7月にいたしました住民アンケート

結果の概要についての説明もいたしました。そして、新市建設計画の1章から3章まで、序論と概況と主要指標の見通しについても説明させていただきました。

それから10月16日の第8回幹事会におきましては、これらの5項目の協議等についても、その後の各市町村での対応等も踏まえて協議をしていただいたところでございます。

また、11月4日の第9回幹事会につきましても、これらの承認事項、あるいは協議事項の調整方針案についての協議、さらには新市建設計画案についての考え方についての御説明、さらには4町村から農業委員会と支所についての統一意見が出されておりますので、それもお聞きしたところでございます。

また、専門部会でございますが、下の段に書いてございまして、それぞれ専門部会をやっていただきました。特に教育専門部会、一番下の行でございますが、教育長懇談会という会議も盛り込みまして、合計10回の専門部会をなされているところでございます。

裏面でございますが、分科会でございます。これにつきましては、それぞれ31の分科会、すべての分科会で開催なされました。これは延べ回数73回実施していると。このようなことを積み上げながら、本日に至っているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長

今、幹事会・専門部会・分科会の開催状況について説明をいたしました。が、この説明につきまして何か御質問があれば承りたいと思います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、進んでいきたいと思ひます。

2 承認事項

議長

それでは、2の承認事項に入らせていただきます。

承認第1号 一般職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願ひます。

事務局長

それでは、資料の4ページをお願いいたします。

議案第1号 一般職員の身分の取扱いについて。

一般職員の身分の取扱いについて、承認を求めるといふものでございます。

5ページをお願いしたいと思います。

調整方針（案）、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員の身分の取り扱いについては、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

これも幹事会で十分検討をされておるところでございます。この一般職員の身分の取扱いについては今説明をいたしました。この件につきまして、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定をいたします。

次に、承認第2号の特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第2号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

7ページをお願いいたします。

調整方針（案）、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとする。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

議長

特別職の身分の取扱いにつきまして、今説明を申し上げましたが、先ほどの幹事会の報告でもございましたように、幹事会で協議して、今回承認事項として提案するということになっておりますので、この件につきまして、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特別職の身分の取扱いにつきましては、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定をいたします。
続きまして、承認第3号の地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第3号 地域審議会の取扱いについて。

地域審議会の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

9ページをお願いいたします。

調整方針（案）、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する。

各地区の地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとするということでございます。

別紙につきましては10ページと11ページに掲げてございます。詳しくは、前回も御説明いたしました。再度かいつまんで御説明いたします。

10ページ、第1条につきましては設置ということで、第5条の4第1項の規定について書いてございます。

第2条につきましては、名称をそれぞれ関市洞戸地域審議会、関市板取地域審議会、関市武儀地域審議会、関市上之保地域審議会というものでございます。

第3条は、設置期間は合併の日から平成27年3月31日までとするというものでございます。

第4条につきましては、所掌事項といたしまして、1といたしましては新市建設計画の変更に関する事項、2は執行状況に関する事項、3は地域振興のための基金の活用に関する事項、4は新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、5はその他ということでございまして、2といたしまして、審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができるというものでございます。

組織、5条でございしますが、各審議会は、委員10名以内で組織するというものでございまして、市長が委嘱するものといたしまして、1として、公共的団体等代表する者、それから2.学識経験を有する者、3.公募により選任された者。なお、この公募により選任されたものは3名以内とするということでございます。

任期は2年とするということでございまして、再任は妨げないというものです。

そして7条といたしましては、会長・副会長の規定でございまして、会長は会務を総理し、審議会を代表するというものでございます。

11ページにつきましては、8条で顧問を置くことができるという項目を入れてございます。

9条は会議でございますが、会長が議長を行うということ。それから、会議は毎年1回以上開催するという。さらには、会議は委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。また、申しおくれましたが、毎年1回以上の開催と、また委員の4分の1以上の者から審議を求めると示して請求があったときは開催するものとするということです。それから、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。さらには、原則公開とするということでございます。

10条につきましては、審議会は必要があるときは、関係者に対して資料の提出等を求めることができるというものでございます。

そして、11条は庶務の場所を設置いたしておりますし、12条は会長が審議会に諮り定めると。これ以外のものについては審議会に諮り、定めるというものでございます。

附則といたしまして、この協議は平成17年2月1日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

今、説明を申し上げましたが、先ほどの幹事会の報告にもございますように、調整方針案のとおり、今回承認事項として提案するということになっておりますが、この件につきまして御質問はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。地域審議会の取扱いにつきましては、異議なしと認めまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第4号の条例、規則の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第4号 条例、規則の取扱いについて。

条例、規則の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

13ページをお願いいたします。

調整方針(案)、関市の条例、規則を適用する。

ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。

各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとする。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

この調整方針案のとおり、幹事会におきましても承認事項として本日提案するというようになっておりますが、この条例、規則の取扱いについて、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、原案どおり承認することに決定をいたします。

次に、承認事項第5号の平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会補正予算についてを議題といたします。

説明願います。

事務局長

それでは、14ページをお願いいたします。

議案第5号 平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会補正予算（第1号）について。

平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会補正予算（第1号）を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるというものでございます。

15ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,476万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,476万6,000円と定めるというものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金でございます。1目の負担金、1節の市町村負担金1,476万4,000円でございます。なお、説明欄に5市町村のそれぞれの負担金額、関市790万8,000円、洞戸村168万3,000円、板取村163万8,000円、武儀町184万5,000円、上之保村169万円でございます。なお、この金額の計算につきましては、合計額の2分の1を均等割とさせていただきました。残りの半分につきましては、平成13年度末の住基人口の人口割の合計額ということで、このような金額に決めさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、19ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の事業費、1目調査研究費、13節の委託料でございます。1,476万4,000円でございますが、説明欄をお願いいたします。2件ございまして、新市情報基盤整備実施設計1,260万円。これにつきましては、情報システムの統合の実実施設計ということでございまして、電算機器の統廃合、あるいは新規の導入設計、市町村でいわゆる現在異なっているシステム、あるいはプログラムの改修委託設計、市町村間を結ぶ伝送路設計等が盛り込まれるものでございます。それからもう1点、基幹業務システム統合委託216万4,000円でございますが、これにつきましては、税、さらには使用料等の基幹業務についての統合、そして業務開始のための委託ということでございまして、ネットワーク基本設計支援打ち合

わせ等も含みまして、これだけの金額をお願いしたいというものでございます。なお、これらにつきましては、5市町村とも9月の定例会で補正予算を可決していただきまして、本日このように提案させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会の補正予算につきまして説明を申し上げましたが、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がないようでございますので、協議会補正予算につきましては承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めまして、原案どおり承認することに決定をいたします。

3 協議事項

議長

続きまして、協議事項に入ります。

まず、継続協議となっております協議第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、20ページをお願いいたします。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

21ページをお願いいたします。

調整方針(案)でございますが、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人。

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域19人、洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人。

将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとするというものでございます。

なお、参考資料といたしまして、下に図式化いたしております。いわゆる定数特例を採用する形で提案するものでございまして、関市の任期の平成19年4月30日までにつきましては、ここに書いてございますように計27人。その後、一般選挙につきましては、任期は4年でございますので、平成23年4月30日までを計23人で行うというものでございます。

以上、御提案申し上げます。御協議のほどお願いいたします。

議長

今、議員の定数及び任期の取扱いについて説明をいたしました但、これにつきまして御意見はございませんか。

はい。

土屋昭雄委員

武儀町におきましては、この議員定数及び任期につきまして調整してまいりました。先般の特別委員会において、ここに出ております調整方針に賛成するということで決定いたしましたので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。今、この調整方針どおり承認するという御意見をいただきました。

ほかにございませんか。

はい。

長屋匡雄委員

上之保でございます。8月19日の、先ほど説明がありましたように、第4回協議会を受けて、10月8日に上之保村の特別委員会を開催しました。いろいろと検討しました結果、この調整案どおりに決定いたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

はい。

後藤明朗委員

洞戸村におきましては、調整案のように承認は議会の方は納得しておりますけれども、前回も板取さんとも話し合いをしましたが、板取さんのおっしゃるのもっともでございますし、私どもも、板取と洞戸村というのは切っても切れない、昔からのこうした生活圏から何から大事なところでございますので、今、板取さんのおっしゃることも、できることならいい配慮をしていただきたい。市長さんが、私、毎回こんなことを言いますけれども、嫌なことだと思えますけれども、新設に近い合併をというお話でございまして、私どもは感謝しておったわけでございます。

板取さんのおっしゃる定員2名というのは法律に反するというようなお

言葉もございましたが、そうした話もよく承っておりますけれども、それならば在任特例の12人、これが関市の方で認めていただけるか、これは問題だろうと思います。これは私の個人的な意見も入りますけれども、できることなら、私どもも新市になって、私どもの意見の言える議会にしていただけたらありがたいと思います。ですから、私は1人なら1人の議員でも結構ですけれども、在任特例を使っていただいて全員が参加すると。私はあと2年間、無報酬ででも、1人の議員の給料で結構でございますので、そうした気持ちを持っております。

これは蛇足でございますけれども、村の方針としましてはこの原案のなにごとでまともっております。以上です。

議長

どうもありがとうございます。

野村 昭委員

どうも申しわけございません。今、うちの委員長が申し上げましたが、あくまでもこれは個人的な意見でございます。そのところだけ御承知をいただきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

板取さん。

長屋幹夫委員

すみません。3カ町村の今御意見をいただきまして、非常に肩身の狭い思いで板取村の心情を申し上げます。

さきの協議会でも板取村は主張いたしましたとおり、在任定数2名、これだけは市長さん、ひとつ深い御理解をいただきたいと思っております。それにはいろいろ理由もございます。武儀郡の4カ町村を、市長さん見ていただいてもわかるように、特に厳しいこの板取村の現実、それを考えたときに、果たして1名で新市、これからの市長さんの言われる格差のない地域が、私はなれないと思っております。そういう意味で、時間があれば、この厳しさを皆さんに訴えながら、これからもこの2名と在任特例、これだけは認めていただきたい、こういう思いでございますので、ひとつ御理解をいただきたい、こういうことでございます。

議長

関市の方から意見。

岡田洋一委員

今までに武儀町さん、上之保さんについてはこの調整方針どおりの案に賛同していただけると。それから洞戸さん、板取さんにつきましては、板取さんの厳しい、そういう苦しい思いを、洞戸さんもそういう一つのことを考えてほしいというような見解を、個人的とはいいいながら言われました

けれども、関市としまして、この件につきましては十分特別委員会等で議論して、皆様の御意見を拝聴しながらこういう統一見解をまとめたわけがありますけれども、関市といたしましては、先ほど、特に板取さんの発言の中にありましたように、在任特例で2名ということになってきますと、これは全員が、後で在任特例を出すということはなんでしょうけれども、2名という限定した在任特例ということは法的にもないわけでありまして、いわゆるこの定数特例ということになってきますと、この表にありますように、人口配分した中で、法的根拠に基づいたことでの各町村1名ということでもありますので、この点については十分、意見等もわかりますけれど、気持ち等もわかりますけれども、御理解をいただきたいと思わずし、またさらには1名では声が届かんという声もありますけれども、これは先ほど全会一致で承認されましたように、地域審議会というものがありますので、その中で十分審議されて、その声がまたその中で届いて、それぞれの地区の意見というものはこの中で十分反映されるという認識のもとで、私どももこういうそれぞれの調整方針案どおりのことについて御理解願いたいという関市の統一見解でありますので、よろしく願いたいと思います。

議長

大体のところは調整案どおりということでございますけれども、板取さんの御意見を十分拝聴いたしておるところでございますして、先ほども私どもの岡田委員からも話がございましたように、地域審議会におきまして十分地域の意向を反映していただくということで、この件につきましては、できれば御了解いただければ大変ありがたいと思うわけなんです、いかがでしょうか。

はい。

長屋幹夫委員

確かに私の主張は相反するものがございます。これは私自身も十分認めておる中で、この4カ町村のアンケートにあったように、地域格差が広がる可能性が出てしまうというアンケートも出ております。特に板取村はこの4カ町村にない豪雪地帯、こういうことを今、そう雪も降る村を考えたときに、後藤市長さんも御承知かと思えますけれども、約5年前に、この中京・関西に最も近い板取村は豪雪であるという、中日新聞1面に載っております。その写真が私の家であるということでございます。私的なことを申し上げて失礼かと思えますけれども、そうした豪雪の中に今も続いているのが、雪が降ったときに、板取村は特におじいさん、おばあさん、そういう住民の多い村であり、私が朝寝ておる中、時々おばあさんが、トイレに行けんで雪をはいでくれと、朝の5時、6時に電話があるんです、市長さん。一生懸命おじいさんやおばあさんの守りをしながら今日まで、

板取村はだれもが経験をしていることなんです。そうした現実を今考えて、果たして1名でこれからの新市に参加ができるだろうか。私はできるならば2名を、無理なお願いと知りながら、こんなことで市長さんをお願いをしておるわけでございます。

災害においても1万8,000町歩という広大な面積の中で、関市にないような私たちはつらい思いで今まで村の歴史を守ってきたんです。関市の議会の皆さん方に申しわけございませんけれども、げたを履いてでも隣へ行ける議員の方、私たちは村民の要望があれば、早くて半日、時には1日、その人の声を聞きながら歩いてくることもございます。そうした現実を本当に御理解できないことが、今までの協議会に参加して残念である、こういう思いでございますけれども、最後の最後までこの在任特例と2名、どうか市長さんの御理解のもとに御努力をいただきたい、こういう思いでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長

今、お話しのような現況につきましては、今までの過程におきまして十分承知をいたしておるところでございますし、私も現実を承知いたしております。

したがって、地域住民の方々の意見を拝聴するという事は、やはり先ほどもうちの委員長が申しあげましたように、地域審議会のところへも伝えていただきたいと思いますし、現実の問題といたしましては、後から出てまいります支所におきまして十分、豪雪あるいは災害時の対応につきましても現在と同じような対応をして、即刻地域住民の方々に処理できるように十分配慮していかなきゃならんというふうに思っております。これはやはり行政の問題でございますし、議員の数でということよりも、やはり手厚い配置をするということではなからうかと思っておりますので、御了承お願いしたいと思います。

それで、今2名という枠は法律上認められていないことでございますし、認めるならば在任特例で行くということしかないわけで、それが1名になるかということなんです。ですから、どちらを選ぶかということでございますので、ひとつ地域審議会で十分意見を拝聴するという事で御理解をいただければ、大変幸いです。

長屋幹夫委員

今、法という市長さんのお言葉がございましたけれども、新しい市をつくる、法に基づいてつくるということが、真の住民の声を聞く新しい市ができるのか。特に今、住民の声を反映する最も好ましい市をつくるのか、これが私は今市長さんに与えられた責務であると。また、法律に基づいて、これならば板取村のような環境の最も厳しいところに、その住民の人たちの声を無視する、そういうことにもなり得る可能性が十分ございま

す。こうしたことのないようには、やはり住民の代弁者、1人がいいか2人がいいか、これは板取村としてこの2点を主張していく所存でございます。

大変失礼な言い分でございますけれども、板取村の現実をもう一度お考えいただきまして、2人の議員定数をお願い申し上げます。

議長

ほかにございませんか。

事情は本当によくわかるんですけれども、再度申し上げましたように、やはりその事情は認められていないことでございますので、いわゆる地域審議会というもので十分意見を聞くということで、委任する中から議員さんが代表してものを申すということにさせていただければ幸いじゃないかと思いたしますが。事情はよくわかっております。

長屋幹夫委員

8月19日にこの委員会に参加をいたしました。それ前に、私たち板取村として協議会を開いたときに、議員の中から板取村の主張だけは死守してこいと、死んでも守ってこいと。その言葉を聞いたときに、きょうここで死ぬか、それとも市長さんの裁量で。どうしてもきょうはよい返事をいただきたいという思いで参加をさせていただきました。深い御理解をよろしくお願いいたします。

議長

私も大変つらい立場でございますが、法律という枠に閉ざされてこういう御意見を申し上げたわけでありますが……。

どうでしょうか、もう一度再考していただくということで、この次の議会にということにさせていただいたらどんなものかと思いたしますが、どうでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大変深刻な問題なので、ひとつ次回までにお互いに胸襟を開いて、できることならできるように勉強させていただきたいと思いたしますので、この議員の定数・任期の扱いにつきましては、大変重要なことでございますので、次の機会に譲っていきたくと思いたしますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

すみませんが、そういうことで御理解願いたたいと思いたします。

それでは、次の機会に再度提案するというところで、それまでに調整をしていくということになりました。

続きまして、第2号の農業委員会の委員及び定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、22ページをお願いいたします。

協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

23ページをお願いいたします。

調整方針(案)といたしまして、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区については、新市において調整するものとする。

関市の区域、選挙委員18人、選任委員2人、洞戸村と板取村の区域、選挙委員10人、選任委員1人、武儀町と上之保村の区域、選挙委員10人、選任委員1人。

その後は一つの委員会とし、委員数は次のとおりとする。なお、選挙区については、新市において調整するものとする。

選挙委員30人以内 選任委員7人以内というものでございます。

なお、参考資料といたしまして、下の段に図式化いたしております。今の農業委員の任期が17年7月19日でございますので、それまで在任をしていただきます。そして、その後三つの委員会、それを2回、いわゆる任期は3年でございますので、平成20年7月19日及び平成23年7月29日まで三つの委員会を設置し、その後は一つの委員会で行うと、こういうものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

今、説明をいたしたとおりでございますので、農業委員会の委員の定数及び任期につきまして御審議を賜りたいと思います。

御質問、御意見ございませんか。

石原教雅委員

関市の方針でございますが、前回の協議会までは参考-4ということで、平成17年7月19日までは在任特例とすると。以降については一つの委員会という方針を私どもは主張してまいりましたが、それ以降、調整をいたしまして、今回調整方針として出されておりますように、在任特例を使用し、また2期にわたっては三つの委員会、その後については一つの委員会というこの調整方針に同意するということをごをここで表明させていただきます。

議長

ありがとうございました。

関市から今説明がありましたように、この調整案どおりに調整したとい

うことでございます。

そのほかございませんか。

はい。

土屋昭雄委員

武儀町におきましては、この調整案が出ておりますけど、その中身について多少意見が違います。というのは、この三つの委員会は残していただきたいということでございますし、20年7月19日から、選挙による10名はいいとして、選任をもう1名ふやしていただきたいということでございます。

それから、将来一つの委員会にするといったことでも出ておりますけれども、この選挙区三つについては今後もこの三つでやっていきたいと、こういう意見にまとまっております。

議長

選任委員さんを2人ずつにしたいということと、さらに23年7月19日までと言わずに、さらにこの三つの委員会を延ばしてほしいという御意見ですね。

そのほかございませんか。

本田 修委員

洞戸村の方でございますが、今の武儀町さんの意見と同じでございます。三つの委員会を将来にわたって置いていただきたいということと、各区域の委員数のうち選任委員を、今、調整案では1名となっておりますが、もう1名ふやしていただきまして2名とするということをお願いをしたいと。お願いします。

波多野昭男委員

上之保村であります。大筋において了解であります。今の2ヵ町村で一つの区域とする関係上、選任委員は、今、武儀町さん、あるいは洞戸さんから申されましたように2名にしてほしいということでございます。また、今後引き続き三つの委員会を存続させてほしいという希望も持っておるわけなんです。法的に云々ということになると問題かとは思いますが、よろしくその辺を御検討いただきたいというふうに思います。以上です。

田中善隆監査委員

板取でございます。委員会構成、また選任プラス1の2には3町村、同じ思いでございます。それぞれ一、二点は私なりに、なぜ増員なのか、その説明をさせていただきます。

皆さん方も御承知のとおり、食糧・農業・農村基本計画が策定され、世界の中の先進国で例を見ない食糧自給率の落ち込みだそうです。そんな中、平成22年度までに日本の食糧自給率45%を掲げております。この過去

の推移を見てみますと、昭和40年に73%の食糧自給率があったそうです。平成11年には、何と40%と落ち込んでいると聞いています。この推計で放置して見ますと、近い将来、今の食糧自給率を下回る大きな食糧問題が起きると警告をいたしております。

そんな中、世界の先進国ベストスリーを参考のために申し上げますと、オーストラリアが327%、フランスで136%、ドイツで97%だそうです。

そんな中、現状の日本の40%は、皆さんもまだ記憶にあるかと思いますが、平成5年のあの冷夏・長雨等々の水稲の作付被害が、指数で申し上げますと実に74%と落ち込んだそうです。その指数74%が食糧事情、特に主食であります米にどう影響したかと申しますと、政府の緊急輸入米として、中国を初め4カ国から259万トン輸入をしたそうです。金額にいたしますと9,200億円に上るそうです。ちなみに、この9,200億円は板取村の一般会計14年度決算額31億で割りますと、何と300回板取村の一般会計予算に匹敵するそうです。

なぜそうした問題が起きたのか。これは40%前後の低い自給率の結果であると、こう農業白書も警告をいたしております。そんな中、私たちも、この委員会の重要性は地域に密着した日々の活動が一番大切であると。小さな地域こそ、この農業耕地を守るには、やはり農家と農行政と密接なつながりの中で助け合いの精神が必要ではなからうかと、そんな思いの中で増員2を要求しております。どうかひとつ御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

そのほかございませんか。関市のほうから。

石原教雅委員

ただいま農政そのものについていろいろお話がございました。内容については十分理解をしておるつもりでございます。

私ども関市としましては、本来農業委員会の活動内容については若干資料を作成しながら、総合的に判断をしてみいました。例えばかかる農地面積及び農家の数、各市町村の数及び主な委員会の開催日数及び主に中心となります活動内容としまして、3条、4条、5条、その申請件数等調べてまいりました。また、農業委員会の皆さんがそれぞれ何を活動されているかという活動内容についても調整をしました。もし、事務局の方にこういった資料があれば一度配付していただきたいと思いますが、私どもそういうことを総合的に判断をしまして、将来的には十分一つの委員会として臨機応変に対応できていくのではないかなと。そういう方針のもとに、将来においては一つの委員会という方針を持ったわけでございます。以上です。

事務局 長

今、関市の委員の方からお話がありました。今の農業委員会についての資料は私の方で持ち合わせておりますが、配付となりますと、そこまでの準備はいたしておりませんので、後から協議していただきたいと思いますが、ちなみに、口頭で申しわけございませんが御説明いたしますと、7月14日でございますが、第3回の関市・武儀郡4町村合併協議会、そのときに15ページの中で資料として出させていただきます。

これにつきまして読み上げますと、農地面積でございますが、5市町村合計で3,144ヘクタールでございます。そのうち、関市が2,219ヘクタール、70.6%でございます。洞戸村が157ヘクタールでございまして5.0%、それから板取村が163ヘクタールで5.2%、武儀町が300ヘクタールで9.5%、上之保村が305ヘクタールで9.7%となっております。なお、農家戸数でございますが、合計で3,522戸でございまして、そのうちの関市が2,397戸、68.1%、洞戸村が173戸、4.9%、板取村が106戸、3.0%、武儀町が525戸、14.9%、上之保村が321戸、9.1%、このような状況になっております。さらに、今まで資料としては提供いたしておりませんが、今申し上げました数字でございますが、農地面積につきましては平成12年度概要調書から数字を上げさせていただきました。なお、農家戸数につきましては「2000年世界農林業センサス」から抜粋いたしております。

なお、各農業委員会の方の開催数等についてでございますが、平成14年度の農業委員会活動状況調べというものを事務局の方でさせていただきました。ちなみに農業委員会の開催回数でございますが、年間でございますが、関市は12回、洞戸村6回、板取村8回、武儀町12回、上之保村7回でございます。今、委員の方がおっしゃいましたように、3条、4条、5条関係、農地法の関係でございますが、3条、4条、5条を合計いたしますと、審議といたしまして5市町村合計で484件いたしております。そのうちの関市が320件、66.1%、洞戸村は42件、8.7%、板取村38件、7.8%、武儀町は56件、11.6%、上之保村28件、5.8%になっております。

そのほかの活動でございますが、関市は初任者研修会、農用地区域除外協議、標準小作料の改定、農地パトロール、農地改良事業における換地計画書の審議、農用地利用集積計画の決定、遊休農地現況踏査等をいたしております。なお、洞戸村につきましては、初任者研修会、農用地区域の除外協議、標準小作料の改定等をなさっております。板取村につきましては、初任者研修会、農用地区域の除外協議、標準小作料の改定、農地パトロールをなさっております。武儀町におかれましては、初任者研修会、視察研修会、農用地区域の除外協議、標準小作料の改定等をなさっております。上之保村につきましては、初任者研修会、農用地利用集積計画の決

定、農用地域の除外協議、標準小作料の改定、農村土地改良事業における換地計画書の審議、さらには遊休農地現況踏査、以上、それぞれ活動をなさっております。

以上が、私の方で調べさせていただいております資料からの御報告でございます。以上でございます。

議長

これも、先ほどの議員の定数と任期等の関係もありまして、非常に難しいことであるという認識をいたしております。したがいまして、前議案と同じように、さらに検討をしていただくということで、継続審議にさせていただいたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

私だけはいかんもんで、うちの委員会もありますので、それまでに十分調整して、皆さんの御意見に沿うように。

そういうことで、難しいことは後に回すということじゃなくて、ひとつ御了解をいただきたいと。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしくをお願いします。

次に、協議第3号の支所の取扱いについてをお願いします。

事務局長

それでは、24ページをお願いいたします。

協議第3号 支所の取扱いについて。

支所の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

25ページをお願いいたします。

調整方針（案）、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村にそれぞれ支所を設置する。

また、支所機能に見合った適正な職員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮する。

以上でございます。御協議のほどお願いいたします。

議長

支所の取扱いについて説明をいたしました。この件につきまして、御質問ございませんか。

それぞれ名称につきましては事務局ともよく相談しておりますが、支所でいいのか、あるいは事務所でいいのか、もう少し考えて、局にした方がいいかとか、いろいろありますけれども、その辺のところは幹事会、事務局の方にお任せして、皆さんの気に入るようにですね。要は内容でございますので、名前だけでなく、そのようにしたいと思っております。

はい、どうぞ。

土屋昭雄委員

武儀町といたしましては、この支所の機能ということを随分前から上げていただくということを主張しております。また、支所長というか、長の権限という、本当に合併したら支所長しかいないという、そういった現況でございますので、本当に権限のある支所長にさせていただきたいということと、今ちょっと出ておりましたが、名称ということでございますが、この合併というイメージアップの展開論も、振興事務所とか支所ということとなしに、名称を採用したらどうかということをご提案いたします。

議長

はい。

そういった細部につきましては幹事会等でよく相談していきたいと思いますし、機能につきましても、先ほど来、豪雪地帯あるいは災害時等々考えますと、十分な配置もしていかなきゃならんというふうに考えておりますので、その点につきましては幹事会等にお任せをさせていただきたいと思えます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回に承認するというごことをお願いをいたしたいと思えます。調整案どおりに再提案いたしまして御承認を願うと。今、ここで承認していただければ結構でございますが、どうですか。

はい。

本田 修委員

洞戸村ですが、先ほど武儀町さんが言われた振興事務所だとか、権限の問題もありますので、今ここで承認をするというよりも、むしろよく幹事会等で細かいことについては協議していただきまして、そして次回に出していただく中で、そのときに承認をした方がいいというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

なお、武儀郡の統一意見としまして、今の支所というのは、武儀町さんは昭和の合併で合併をしておりまして、支所という名前のところがあつたそうですが、やはり非常にイメージ的にもということで、呼び名を振興事務所とか振興局にさせていただきたいなど、そういうことも要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長

はい、わかりました。

はい。

岡田洋一委員

持ち帰りのはずが、今名称まで出ましたものですから、幹事会でいろいろと詳しい内容まで突っ込んで検討していただくということでもありますけれども、そういうことであれば、私はいっそのことここで名称だけははっ

きりした方がいいと。名称だけはっきり、前回、支所ということで全会一致で決まっておりますから、あと名称だけありますから、名称をここではっきり指定すれば、あとの文章も全部その名前でやっていけるということで、作業も流れがスムーズだということでありますので、この際、そういうことを提案したいと思います。

なお、名称につきましては、先ほど振興局とか振興事務所という名前が出ましたけれども、これは県の方においてもそういう名前がありますので、さわやかに「関市何々事務所」というふうな、そういう名前ではっきりした方が、単純で、しかも明快な締まりといえますか、存在ということもありますので、関としましては事務所という名前の名称を御提案申し上げたいと思います。

議長

今、関市から提案がございました、振興局というよりも事務所、例えば武儀事務所、洞戸事務所、板取事務所、上之保事務所というような事務所にしたらどうかという提案もあったんですが、いかがでしょうか。

はい。

後藤 明朗委員

洞戸は、今事務局長さんがおっしゃった意見で結構です。

長屋 幹夫委員

板取も同じでございます。

加藤 桂委員

上之保です。いろいろまとまらないようで申しわけないですが、名称について、事務所も結構ですし、振興局も支所も結構でございますが、ここででなくて、もう一度だけ次回まで何とかちょっと持ち越しさせていただきたいんですが。私は今のところ、支所と事務所と振興局というような名前が上がっておりますが、私個人としては振興局とか、そういうような形で持っていっていただければありがたいなという気持ちもありますので、皆さんと検討していきたいと思いますので、何とか次回にお願いしたいと思います。

福田 尚雄委員

すみません。武儀町ですが、今、関市からの御意見もちょうだいいたしました。ただ、私の場合、武儀事務所となると、先輩格の武儀事務所が美濃にあるという兼ね合いもありますので、一度再考というのは、まだ後出てきます町名・字名の問題の中で、そこで何を残すかという問題が出てきますので、その絡みと、次回まで何とかお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、次回まで再考をお願いしたいということで、関市から提

案ございました事務所も含めて、ひとつ検討しておいていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に協議第4号 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、26ページをお願いいたします。

協議第4号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

27ページをお願いいたします。

調整方針（案）、新市における事務組織及び機構については、次の調整方針に基づき整備する。

(1) 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。(2) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構。(3) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。(4) 簡素で効率的な組織・機構。(5) 住民サービスが低下しない組織・機構。

以上、御提案申し上げます。御協議のほどお願いいたします。

議長

事務組織及び機構の取扱いについて、御意見ございませんか。今朗読しましたようなことです。

はい。

野村 昭委員

ここの案の中で、5番なんですけど、住民サービスが低下しない組織、こうなっているものですから、低下という言葉はニュアンスが悪いですから、もしできればそのところを変えていただければと思いますが。向上とか、そういうふうに。よろしくお願いいたします。

議長

じゃあ、そういうものを含めまして、調整方針をこの次の機会に承認することにいたします。よろしく申し上げます。

次に、地方税の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、28ページをお願いいたします。

協議第5号 地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて協議を求めるというものでございます。

29ページをお願いいたします。

調整方針（案）、基本的には、関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人市民税の均等割額については、市町村の合併の特例に関する法

律（以下合併特例法という。）第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。(2) 法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。(3) 入湯税については、合併時から板取村及び上之保村の例により新市において課税する。(4) 固定資産税については、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。(5) 都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。(6) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度より関市の例による。

以上でございます。御協議のほどお願いいたします。

議長

協議第5号の地方税の取扱いにつきましても、専門部会の総務専門部会でも十分に検討されてきたところでございますが、この件につきまして御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の協議会に承認事項として……。

野村 昭委員

この調整方針案のとおりでよろしいんですが、都市計画とか、そっちの方の定める方法、これにつきましては、どのように決定するのかを次回の協議会の方で説明をしていただきたいと思います。よろしいですか。

事務局長

それでは資料33ページから34ページでございますが、4といたしまして都市計画税、関市税率0.3%、以下ここに記載されているとおりでございます。現在は関市のみ0.3%かかっておりますが、ほかの4町村につきましてはなしでございます。したがって、今申し上げましたように、今後の都市計画が定まるまで、この資料に添付しましたような現行の課税区域による課税ということで御提案申し上げますと、こういうものでございます。

議長

よろしゅうございますか。

野村 昭委員

はい、わかりました。

議長

次の協議会に承認事項として調整方針を提案するというので、確認をいたしたいと思います。

次に協議第6号の町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

事務局長

それでは、40ページをお願いいたします。

協議第6号 町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いについて、協議を求めるというものでございまして、41ページをお願いいたします。

調整方針(案)、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

以上でございます。御協議のほどお願いいたします。

〔発言する者あり〕

それでは補足説明的にさせていただきますが、前回は説明した部分はあるかと思いますが、46ページをあけていただきたいと思います。

46ページにつきましては、美濃加茂市加茂郡町村合併協議会、飛騨地域合併協議会、郡上郡町村合併協議会、それぞれの参考資料という形で内容が書いてございます。とりわけ私たち5市町村にかかわる47ページについてでございますが、前回、武儀町のみを例にとって説明させていただきましたが、再度このページについて説明させていただきます。

まず一番左の洞戸村でございますが、現在の武儀郡洞戸村市場 292番地3、これを参考-1の形にいたしますと、関市洞戸町市場 292番地3という形に、「武儀郡」と「洞戸村」が取れまして「関市洞戸町」ということになるものでございます。参考-2といたしまして、村とか町をなしにいたしますと、関市洞戸市場 292番地の3。

板取村でございますが、現在、武儀郡板取村1643番地17でございますが、これを参考-1に照らし合わせますと、関市板取町1643番地17。参考-2にさせていただきますと、関市板取1643番地17。参考-3で一つ考えますと、地区名を表示するということで、関市板取町上ヶ瀬1643番地17。そして参考-4でいたしますと、「町」を取りまして板取上ヶ瀬1643番地17、こういうことになります。

それから武儀町でございますが、現在の武儀郡武儀町中之保5696番地1でございますが、先ほども話が出ておりました昭和に合併いたしております、そこら辺もいろいろ考えますと、このような6項目が出てくるかと思えます。まず参考-1でございますが、関市武儀町中之保5696番地1。そして、参考-2は関市武儀中之保5696番地1。参考-3は、関市武儀町、地区名の「中之保」を入れて、その後に「若栗」という地区名を入れます、5696番地1。そして、参考-4の関市武儀中之保若栗5696番地1。それから参考-5でございますが、「武儀」を取りまして、関市中之保若栗5696番地1。そして、参考-6は関市中之保5696番地1。こういういろいろな選択肢があるかと思われま。

そして上之保村でございますが、武儀郡上之保村 15119番地1でござい

ますが、関市上之保町 15119番地 1。そして参考 - 2 は関市上之保 15119番地 1。そして参考 - 3 は関市上之保町、地区名に「川合」という地区名を入れると仮定いたしまして、川合 15119番地 1。そして参考 - 4 は関市上之保川合 15119番地 1 ということで、各町村いろいろな選択肢があるかと思えます。ここら辺を十分協議していただきまして決定していきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

資料としては以上の説明で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

参考 - 1、2 は、武儀町につきましては 6 もでございますが、統一した考え方で持っていきたいということでございますので、この件につきまして、御意見はございませんか。

はい。

長屋幹夫委員

参考 - 2 でお願いします。

議長

はい。

板取さんは参考 - 2 の関市板取 1643番地の 17 という表示でいきたいということでございます。

ほか、洞戸さんはどうでしょうか。

本田 修委員

洞戸は、まだ決定していません。

波多野昭男委員

上之保でございます。上之保といたしましては参考 - 4 でございます。といたしますのは、上之保には 6 部落がございますが、鳥屋市、行合、川合、宮脇、船山、明ヶ島、この名前は本当に昔からの伝統的な名前でございますので、この名前をなるべく消したくないということで、上之保川合という名称を使わせていただきたいと思えます。参考 - 4 でございます。

議長

ほかは。

野村 昭委員

すみません。洞戸の場合には、本当に申しわけございませんが、まだ十分統一していないものですから、よろしく願いしたいと思えます。今、各地区で座談会を行っております。その結果によって決めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。町を入れるか入れないかの問題だと思えますが。

議長

武儀町さん。

はい。

福田尚雄委員

武儀町ですが、武儀町におきましても特別委員会、あるいは懇話会等で検討しております。住民の声をもう少し考えた上で決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

御承知のとおりでございます。住民の意見を十分聞いて考えていきたいというそれぞれの町村の意向がございますので、次の機会まで協議事項として延ばしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、協議事項の7番の慣行の取扱いについてをお願いします。

事務局長

それでは、資料は50ページをあけていただきたいと思います。その前に、最初にお話ししました、きょう1枚だけお配りしております参考資料、こちらの御説明から先にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにつきましては「関市ふるさとアドバイザー」制度の概要でございます。これにつきましては、前回資料として添付いたしませんでしたので、本日、別用紙という形でさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

趣旨でございますが… …。

〔発言する者あり〕

大変失礼いたしました。そうしたら、先に50ページからということでもよろしくお願ひします。大変申しわけございません。

協議第7号 慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

51ページをお願いいたします。

調整方針(案)、1.市章、市民憲章については、関市の制度に統一するものとする。2.木、花、鳥、魚、色については関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の木・花・鳥については、それぞれの必要性に応じて地域の木、花、鳥として残していくよう調整する。3.市歌については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の歌・音頭については、その必要性に応じて地域の歌、地域の音頭として残していくよう調整する。これにつきましては、従前の歌といたしまして、板取村民の歌がございますし、音頭といたしまして平成武儀町音頭、上之保音頭がございます。4.宣言等については、関市の制度に統一し、

関市の各種宣言等を用いるものとする。5. 名誉市民については、関市の制度に統一するものとする。6. 洞戸村における特別招待村民制度については、合併時に廃止するが、関市の「ふるさとアドバイザー制度」を活用して調整を図るものとするというものでございます。

資料につきましては、前回の協議会で御説明いたしましたでしたが、今申し上げました6番のふるさとアドバイザー制度につきましては資料を添付しませんでしたので、本日お配りしました資料に基づきまして制度の概要を説明させていただきたいと思っております。

まず1でございますが、趣旨といたしまして、県外で活躍している関市出身の方々に関市ふるさとアドバイザーになっていただき、本市の最新情報を提供し、市の状況及び行政施策について理解を求めるとともに本市を全国に広く宣伝していただき、21世紀に向けて全国に知名度があり、活力のある関市とするという趣旨でございます。

2といたしまして実施方法でございますが、県外で活躍している関市出身の方々を「関市ふるさとアドバイザー」として委嘱する。

3. アドバイザーの役割でございますが、アドバイザーとして特別の仕事は考えないが、おおむね次のことを期待するということで、(1)本市から送付する市政情報、観光情報等を随時活用し、関市の紹介、産業及び観光の宣伝等を行う、いわゆる「情報発信機能」というものが1点。(2)大都市圏における産業、観光及び文化等の消費者、企業ニーズを把握する、いわゆる「情報収集機能」が2点目。(3)本市の振興と発展に対する助言を行う、いわゆる「提言機能」。以上の3点が役割ということでございます。

以上で制度の概要についての説明を終わらせていただきます。なお、56ページ以降につきましては、前回も御説明いたしましたが、それぞれについての資料を添付させていただきましたので、よろしく御協議のほどをお願いいたします。以上でございます。

議長

はい。

慣行の取り扱いについて、今、調整方針を説明いたしましたが、この方針につきまして、何か御質問ございませんか。

はい。

武藤末彦委員

基本的には調整案のとおりでいいと思いますが、私、この市民憲章というのは非常に大事なことだと思っているわけでございます。関の憲章がいいとは思っておりますが、新しい市になるという機会に、一度見直す必要があるんじゃないかということをご提案をさせていただきます。

この市民憲章は、一般的には自然、あるいは文化、歴史、あるいは産

業、そして人づくり、こんなことをどういうようにしていくかという、凝縮した一つの目標であると。大きく言えば市の一つの憲法であると思います。だから、非常に関市の市民憲章も私は大変いいと思いますが、新しい市に向かうことになることですので、高所大所で一遍検討をしていただいて、そして見直しをしていただけるならば非常にいいんじゃないかということを思いますので、そういう提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

この私どもの市民憲章につきましては、公の行事、あるいは議会の初日等にこの市民憲章を朗読して、今、村長さんがおっしゃるような精神を胸に抱いていきたいということでございますので、今後の検討課題としていきたいと、そういうふうに思います。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に国民健康保険事業の取扱いについてを上程します。

事務局長

それでは、62ページをお願いいたします。

協議第8号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

63ページをお願いいたします。

調整方針（案）でございます。基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。(2) 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険税率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険税額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。(3) 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。(4) 葬祭費は、5万円に統一する。(5) 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割合は支給見込額の9割以内とする。(6) 国民健康保険財政調整基金は、適正な管理運営に努め、新市に引き継ぐものとする。

以上、御提案を申し上げます。御協議のほどお願いいたします。

議長

これも専門部会で検討されたことをごさいますして、詳細については今説明をしたとおりでございますが、御意見、御質問ございませんか。

福田尚雄委員

ただいま調整方針が出ております。合併で住民が一番期待するのは、負担は軽く、サービスは向上ということですので、できることなら最低ラインに合わせていただけるのが一番いいかということをおもうわけですが、これは今後の課題だと思います。

ただし、そういった中で、今まで国民健康保険が低いということは、予防活動を重点的にやってきたという経緯もありますので、そういった面から見ると、この軽減措置3年というものをもう少し、最低でも5年ぐらいに一度見直していただいて、再度の調整案にしていただくということをお願いしたいと思います。

議長

はい。

激変緩和措置の延長につきましては、今後の課題として幹事会等で検討するというところでよろしゅうございますか。

〔発言する者あり〕

この提案を含めまして、検討するというところでよろしゅうございますか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

次に、第9号の介護保険事業の取扱いについてお願いいたします。

事務局長

それでは、69ページをお願いいたします。

協議第9号 介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

70ページをお願いいたします。

調整方針（案）、1. 第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は各市町村それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降については、第三期介護保険事業計画、これは平成18年度から22年度の5年でございますが、これの策定の中で調整するものとする。2. 第1号被保険者の納期については関市の例によるものとする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

以上、御提案申し上げます。御協議のほどお願いいたします。

議長

介護保険事業の取扱いについては、今説明をいたしましたとおりでございますが、御意見ございませんか。

はい。

〔発言する者なし〕

この調整方針で次回の協議会に承認事項として提案させていただきます。

4 次回（第6回）協議会での協議事項
議長

これで協議事項は一応終わりました、次に第6回の協議会の協議事項について説明をいたします。

事務局長

それでは、お手元の75ページをお願いいたします。

次回（第6回）の協議会での協議事項、3点御用意させていただきたいと思えます。本日は資料の説明のみにさせていただきます。

1は使用料・手数料等の取扱い、2．公共的団体等の取扱い、3．補助金・交付金等の取扱いでございます。

76ページをお願いいたします。

76ページは使用料、手数料等の取扱いでございます。事例といたしまして、県内の3カ所を書かせていただきました。

まず岐阜広域合併協議会。1．使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

2．手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

次に、中津川市・恵那郡北部町村合併協議会。使用料及び手数料の取扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、「負担公平性の原則」から次のとおりとする。

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は同種の使用料については可能な限り算定基準等を統一する。また、必要に応じ緩和措置を講ずるものとする。手数料については、原則中津川市の制度に統一する。各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

東濃西部合併協議会。これにつきましては、多治見市・土岐市・瑞浪市・笠原町でございますが、1．使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併時に統一に向け調整する。また、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。2．手数料については、3市1町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一に向け調整すると

いうものでございます。

なお、参考資料は、別冊といたしまして合計3冊ございまして、まず1冊、使用料・手数料等でございます。表紙に総務専門部会関係から6専門部会関係、それぞれページ数打っておりますが、非常に多うございます。これを全部合計いたしますと372項目上げてございます。1ページを見ていただきますと、管財の関係で行政財産の目的外使用料がありますが、その右に根拠、たまたまここは条例と書いてありますが、あるいは率、パーセント、金額、こんなような形で、横へ5市町村それぞれ並べさせていたいただきましたので、参考資料としてよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、本文に行きます。77ページでございます。

公共的団体等の取扱いでございます。

岐阜広域合併協議会でございますが、公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

1. 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。2. 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。3. 独自の団体は、現行のとおりとするというものです。

中津川市・恵那郡北部町村合併協議会におきましては、公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について次のとおり調整に努めるものとする。共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねるというものでございます。

東濃西部合併協議会につきましては、公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、3市1町共通している団体について、それぞれの実情を尊重しながら、速やかに統合できるよう調整に努めるというものでございまして、これにつきましては別冊資料の公共的団体等というものでございます。これにつきましては7専門部会、合計560項目上げさせていただきました。1ページを見ていただきますと、秘書広報の区分で関市行政改革推進審議会というのが上がっておりますが、これに該当するそれぞれの団体、それを5市町村ごらんのよう形で載せさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして78ページでございますが、今申し上げました公共団体等の定義、あるいは関係する地方自治法、あるいは合併特例法を抜粋して掲げさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから79ページでございますが、補助金、交付金等の取扱いでございます。

岐阜広域合併協議会。各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

1. 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。2. 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

次に中津川市・恵那郡北部町村合併協議会でございますが、補助金及び交付金の取扱いについては、従来から地域性や歴史的な経緯、実情等を十分に配慮するとともに、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

関係市町村で同一又は同種の団体や事業に対する補助制度については、できるだけ、早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。ただし、統一により大きな影響を及ぼすものについては、当面現行のとおりとする。関係市町村独自の団体や事業に対する補助制度については、地域の文化や経済に与える影響等を考慮し、当面現行のとおりとする。上記により、「当面現行のとおり」とする補助制度にあっても、複数市町村において類似する制度がある場合は、整理統合する方向で調整する。各補助金・交付金等については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、見直しを行うものとするというものでございます。

さらに、80ページで東濃西部合併協議会でございますが、補助金・交付金の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情、公益性、有効性、公平性に配慮しながら、新市においても引き続きそのあり方の検討を行う。ただし、当面は1. 同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体の理解と協力を得ながら統合等の推進を考慮し調整を図る。2. 同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整を図る。3. 市1町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図るということでございまして、別冊の参考資料でございます。これにつきましても7専門部会、合計780項目上げさせていただいております。これは平成15年度の当初予算から拾い上げてございます。1ページを見ていただきますと、秘書広報から始まりまして補助金の名称、あるいは金額等を記載しております。以上、参考資料としてよろしくお願いいたします。

以上、説明をさせていただきました。以上でございます。

議長

はい。

今、協議事項につきまして説明をいたしました。これは次回の協議事項でございますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、特にこの件につ

きまして、発言があれば承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会で十分検討していただくということにします。

5 「新市建設計画作成小委員会」経過報告

議長

次に、新市の建設計画作成の小委員会の経過報告についてに入りたいと思います。

きょうは成瀬委員長さんが来ていらっしゃると思いますので、御報告をお願いします。

成瀬豊勝委員長

では、大変貴重な時間ではございますけれども、10月28日付で会長の方から、小委員会の経過報告を10日にしてくれと、こういうような御案内がまいりましたので、ただいまから御報告を申し上げますが、私は新市建設計画作成小委員会委員長の成瀬でございますが、今後ひとつよろしくお願いを申し上げます。

小委員会は、委員を委嘱されましてから2回開いております。第3回は明後日の12日に予定をしているところでございます。

まず、第1回目委員会は7月1日に市民ホールで開催をいたしまして、新市の建設計画を策定し、及び計画の概要と住民のアンケートについて協議をいたした次第でございます。いろいろと意見が出ましたけれども、アンケート結果につきましての意見は出ましたけれども、アンケートについては、最終的には事務局の方から出ました案件どおり、無作為に抽出をしまして、18歳以上の住民の8,500人を対象に実施したもので、内容につきましては、去る7月14日開催の第3回協議会において事務局長から報告を申し上げたところでございます。

それが1回でございまして、2回の委員会は10月2日に開催をいたしまして、住民アンケートの結果と新市建設計画の2点について事務局から説明を受けまして、協議をいたしました。住民アンケートの結果の詳細は、過日、委員の皆さんにお配りした調査報告書のとおりでございまして、また新市建設計画につきましては、内容は8章から成っております。まず序論、新市の概況、三つ目に主要指標の見通しの三つの指標につきまして協議・検討してきたわけでしたが、残りの五つにつきましては、基本方針、新市の施策、それから県事業の推進、公共的施設の統合整備、財政計画の五つの章でございますが、これは先ほども申し上げましたように、明後日の12日に協議をして検討をいたす予定をしております。

小委員会の各委員からは、合併の新市のまちづくりにつきまして、安全で便利なまちづくり、人と自然が共生できるまちづくり、特色のあるまち

づくりなど、活発な意見がそれぞれの委員からは出されておりますが、同じように、それも大事なことでございますけれども、なおかつ住民からの意見を盛り込んだ、いわゆる新市の建設計画をしたいというふうに考えております。

そこで、年内には委員会としての考え方をまとめ、中間的な内容の新市建設計画をつくりまして、年明けの1月中ごろになると思っておりますけれども、各市町村で住民説明会を開催していきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上が、2回の委員会の開催状況と今後の予定でございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げまして、経過報告といたします。

なお、細かいことは藤川局長から補足をしてまいりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

局長からつけ加えて。

事務局長

今、成瀬委員長さんから御説明があったとおりでございます。今後、あさって、第3回の小委員会を開きまして、その後、県協議等も進め、あるいは住民説明等も考えながら作成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

6 その他

議長

長時間にわたりましてありがとうございました。

そのほかは何かございませんか。

〔発言する者あり〕

議長

次回（第6回）の協議会は12月25日（木曜日）1時半からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

そのほか。

長屋幹夫委員

申しわけないな、市長さん、たびたび嫌なこと言って。

市長さん、冒頭に2ヵ月以上も合併協議会ができなかった申しわけないとの言葉を聞いて、私はなぜこの大事な協議会に、2ヵ月半も空白があったのか。

この前の協議会の開催は、8月19日だったと思っておりますが、お互い書き入れどき、その日にちを追うと2ヵ月以上と。

市長さんは、この合併をあまり重要視されておられない。2ヵ月の空白

は、私たち町村にとってたいへん重いものがあります。その理由だけは聞いて帰りたいと、そういうことでございます。

なぜ2ヵ月も空白があったのか、わかるように。

議長

まことに申しわけございませんが、実は個人的なことですけれども、私の選挙もございましたし、選挙や何かで、こんな状況になったと思いますが、それとか各市町村の議会もございましたので、結局延び延びになったということでございます。また10月になりますと、それぞれまた各市町村のイベント等がございますので、なかなか時間の調整がとれなんだということも事実でございますので、言いわけがましい弁解ですけれども、御了解をいただきたいと思っております。

今後はそういう時間を置かないように、積極的にこれから17年の2月に向けて精力的に解決していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

きょうはどうもありがとうございました。

午後3時28分 閉会